

熊本市公契約条例（仮称）検討委員会運営要綱

制定 令和6年3月28日市長決裁

（趣旨）

第1条 本要綱は、熊本市公契約条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定に向け、必要な審議を行うため熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市公契約条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 条例内容に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、条例の制定及び周知に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から、市長が委嘱する。

- （1） 事業者団体の代表者
- （2） 労働者団体の代表者
- （3） 学識経験者
- （4） その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、条例施行日までとする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 会長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 前項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって会議に代えることができる。第3項の規定は、この場合について準用する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

(1) 審議において熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合

(2) 委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合

3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本市総務局契約監理部契約政策課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。